様式第４号

前年度の利用者数及びサービス提供職員配置基準算定表

（新規開設して６月未満）　※純新規開設含む

(1)　推定数の算定

利用定員		×９０パーセント ＝	

※　障害支援区分がない者は、障害程度「１」にまとめて人数を計上のこと。

利用者	職員
#DIV/0!	1

(2)　サービス提供職員配置基準（常勤換算）

生活支援員	職業指導員	世話人			合計	サービス提供職員配置基準
						#DIV/0!

※　各サービスにおいて常勤換算算定する従業者の常勤換算人数を記載のこと。なお本項目は、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助に適用するものである。

〇療養介護、自立訓練(生活訓練)…生活支援員

〇生活介護、自立訓練(機能訓練)…生活支援員・理学療法士又は作業療法士、看護職員

〇就労移行支援…生活支援員、職業指導員及び就労支援員

〇就労継続支援A型、就労継続支援B型…生活支援員及び職業指導員

〇共同生活援助…世話人

※ 多機能型事業所にあっては、各サービス別に作成してください。

様式第４号

前年度の利用者数及びサービス提供職員配置基準算定表

（新規開設して６月未満）　※純新規開設含む

(1)　推定数の算定

利用定員	20	×９０パーセント ＝	18

※　障害程度区分がない者は、障害程度「１」にまとめて人数を計上のこと。

利用者	職員
5.1	1

(2)　サービス提供職員配置基準（常勤換算）

生活支援員	職業指導員	世話人			合計	サービス提供職員配置基準
1.5	2				3.5	5.1

※　各サービスにおいて常勤換算算定する従業者の常勤換算人数を記載のこと。なお本項目は、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型及び共同生活援助に適用するものである。

〇療養介護、自立訓練(生活訓練)…生活支援員

〇生活介護、自立訓練(機能訓練)…生活支援員・理学療法士又は作業療法士、看護職員

〇就労移行支援…生活支援員、職業指導員及び就労支援員

〇就労継続支援A型、就労継続支援B型…生活支援員及び職業指導員

〇共同生活援助…世話人

※ 多機能型事業所にあっては、各サービス別に作成してください。